# 市民からの河川・水路関連要望の適正管理(河川・水路整備の優先順位設定評価基準)

平成27年8月

焼 津 市(都市基盤部 河川課)

# 目 次

概要	• • • • •	1
1.はじめに		
2.目的		
3.評価対象		
河川·水路改良関係		
4.優先順位の判定フロー	• • • • •	2
5.評価の項目・内容・基準に	ついて・・・・・・	3
6.評価の判定	• • • • •	5
7.整備時期について	• • • • •	5

## 概要

#### 1. はじめに

近年、異常とも思われる局地的な集中豪雨等が多発しているなか、災害から市民の生命と財産を守り、安心して暮らせるまちづくりが重要となっています。

焼津市においても、市民から河川・水路等の整備に係る数多くの要望が 寄せられるなか、より効率的・効果的に整備を進めていくための公平・公正 な基準を明示することが必要となっています。

## 2. 目的

河川・水路整備に対する要望について、統一した優先順位設定評価基準 を作成することにより優先度を見極めながら、効率的で効果的な河川・水路 整備を行うことを目的とするものです。

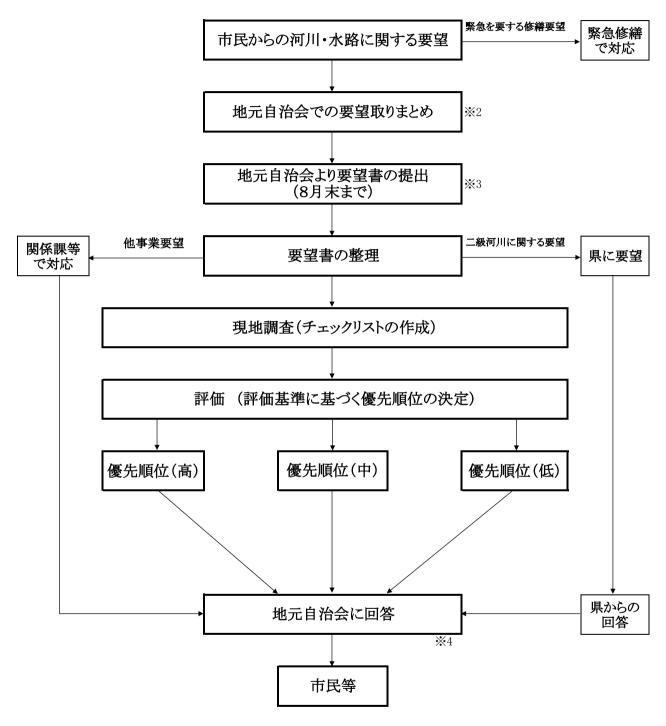
### 3. 評価対象

焼津市が管理する河川・水路等の整備に係る要望を対象とします。

## ※ 対象外とする要望

- 1) 準用河川及び雨水幹線などの整備に関するもの
- 2) 土地区画整理及び農業用水路に関するもの
- 3) 緊急を要するもの (小規模修繕や維持補修で対応できるものや浚渫)
- 4) 改良済の水路への蓋掛け(暗渠化)

## 4. 優先順位の判定フロー ※1



- ※1 優先順位の判定フローは、自治会から提出された河川・水路関連要望について市としての優 先順位を決定する流れを示したものである。
- ※2 自治会内で複数の要望がある場合には、自治会内での優先順位を付け整理した上で要望書を提出していただく。 (市民個々の河川・水路関連要望については、自治会経由で提出していただく。)
- ※3 当該年度の河川・水路関連要望の受付は、8月末までとする。
- ※4 新年度当初(5月頃)までに回答を行う。

## 5. 評価の項目・内容・基準について(一次評価)

現況水路の状況を把握した上で緊急性や流域の状況、その他(地元協力)の3つの観点について、それぞれ項目ごと評価を行う。

現場チェックリスト及び一次評価「河川・水路整備の優先順位設定評価リスト」を作成する。

## 現況水路の状況(緊急性)

番号	項目	評価基準		詳細
1 現状		А	7	未整備(土水路) 片側側壁のみ
	В	3	二面整備(両側側壁、柵渠(敷きコンなし))	
	С	1	三面整備(U字溝、柵渠(敷きコンあり))	
2 流下能力 (水を流せる能力)	А	7	現況流下能力が30%未満	
	В	3	現況流下能力が30%以上100%未満	
	С	1	現況流下能力が100%以上	
	/	А	7	勾配が不均一で流れが悪く、水が滞留している。臭いが多い。
3   勾配 (水の流れ)		В	3	勾配がやや不均一で水の滞留が少しある。臭いは少ない。
	(/)(() ////////////////////////////////	С	1	勾配に問題がなく、水の滞留はない。
		А	7	老朽化が著しい。
4 施設の老朽化	施設の老朽化	В	3	老朽化が少しある。
		С	1	老朽化はない。
道路冠水回数 (過去10年間の発生回数)	А	7	道路冠水が5回以上発生	
		В	3	道路冠水が2~4回発生
		С	1	道路冠水が0~1回発生
6	他事業との関連性	А	7	ある(事業実施中である)
		В	3	ある(事業実施予定である)
		С	1	ない

## 流域の状況

番号	項目	評価	基準	詳細
7 流域		А	5	流域面積が3ha以上
	流域規模	В	2	流域面積が1ha以上3ha未満
		С	1	流域面積が1ha未満
8 流域内の宅地等の 密集度	А	5	宅地等の面積の割合が多い	
	В	2	宅地等の面積の割合が中程度	
	С	1	宅地等の面積の割合が少ない	
9 流入水路の有無	А	5	3箇所以上	
	流入水路の有無	В	2	1、2箇所
		С	1	なし
		А	5	延長割合が多い、連続している
10   要望箇所に面する   宅地等の延長割合		В	2	延長割合が中程度
	С	1	延長割合が少ない	
11 道路との関係	А	5	道路沿いの整備ではない	
	道路との関係	В	2	道路沿いで開渠整備が可能
		С	1	道路沿いで開渠整備が困難
12	不法占用物の有無	А	5	なし
		В	2	あるが、障害とならない
		С	1	ある

## その他(地元協力)

番号	項目	評価	基準	詳細
13 沿線住民等の協力	А	14	要望区間沿線の住民、関係者等の全員の同意書があり、必要な 用地提供や電柱の民地への移転等について地元の協力が得ら れている。	
	В	7	要望区間沿線の住民、関係者等の同意書があり、概ね要望の理解が得られている。	
	С	1	要望区間沿線の住民、関係者等の同意書がない。	
14 用地買収	А	7	用地買収の必要がない。	
	В	3	施工する際に、一部用地買収が必要となる。	
	С	1	施工する際に、全区間用地買収が必要となる。	
15 影響を与える		А	7	事業費に影響を与える物件がない。
	影響を与える物件	В	3	事業費に影響を与える物件があるが、かかる費用が少ない。
		С	1	事業費に影響を与える物件があり、かかる費用が多い。

### 6. 評価の判定

前記項目による評価に基づき、優先順位を決定する。

優		評価区分	評価基準
先	高	優先順位が高い	100点~75点
順	中	優先順位は中位	74点~60点
位	低	優先順位は低い	59点未満

## 7. 整備時期について(二次評価)

- 一次評価により「高」・「中」に評価された要望について二次評価を行うものとする。
- 二次評価では、事業コストなど概算事業費と整備効果を考察した中で、優先順位が高い要望から優先するが、地域バランス等を考慮し整備箇所及び時期を決定する。

なお、一次評価により「低」と評価された要望については、事業着手は困難となる。ただし、将来的に周辺地域の土地利用等の状況に変化が生じた場合は、要望に対する再評価は妨げない。

#### 附則

- 1. この評価基準は、平成25年4月1日から適用する。
- 2. この評価基準は、社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを図るものとする。

#### 附則

1. この評価基準は、平成27年8月1日から適用する。